

○財務省告示第三百四十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十二年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年十月二十九日

財務大臣 野田 佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	一・八六トン
四	一一、七四四トン
五	六二四トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
一六二トン	五九八トン	九、一三六トン	四九、一九二トン	一〇、一六八トン	一、一七八トン	三六九、八五八トン	七〇四、〇二四トン	二、八一三、七六七トン	三六、五四七トン	二、六一四トン	二、六三四トン	一九、七九二トン	〇・八一トン	九・一三トン	六トン

二九	三五二トン
二八	二トン
二七	四、一九〇トン
二六	一、九一五トン
二五	〇トン
二四	一一トン
二三	二、二〇四トン
二三	四二〇トン
二二	一四、七八八トン